

医療事故調査 ・ 支援センター

～センターの役割と手続き～



日本医療安全調査機構
医療事故調査・支援センター
木村 壯介

医療事故調査・支援センターの役割

医療法 第6条16(抜粋)

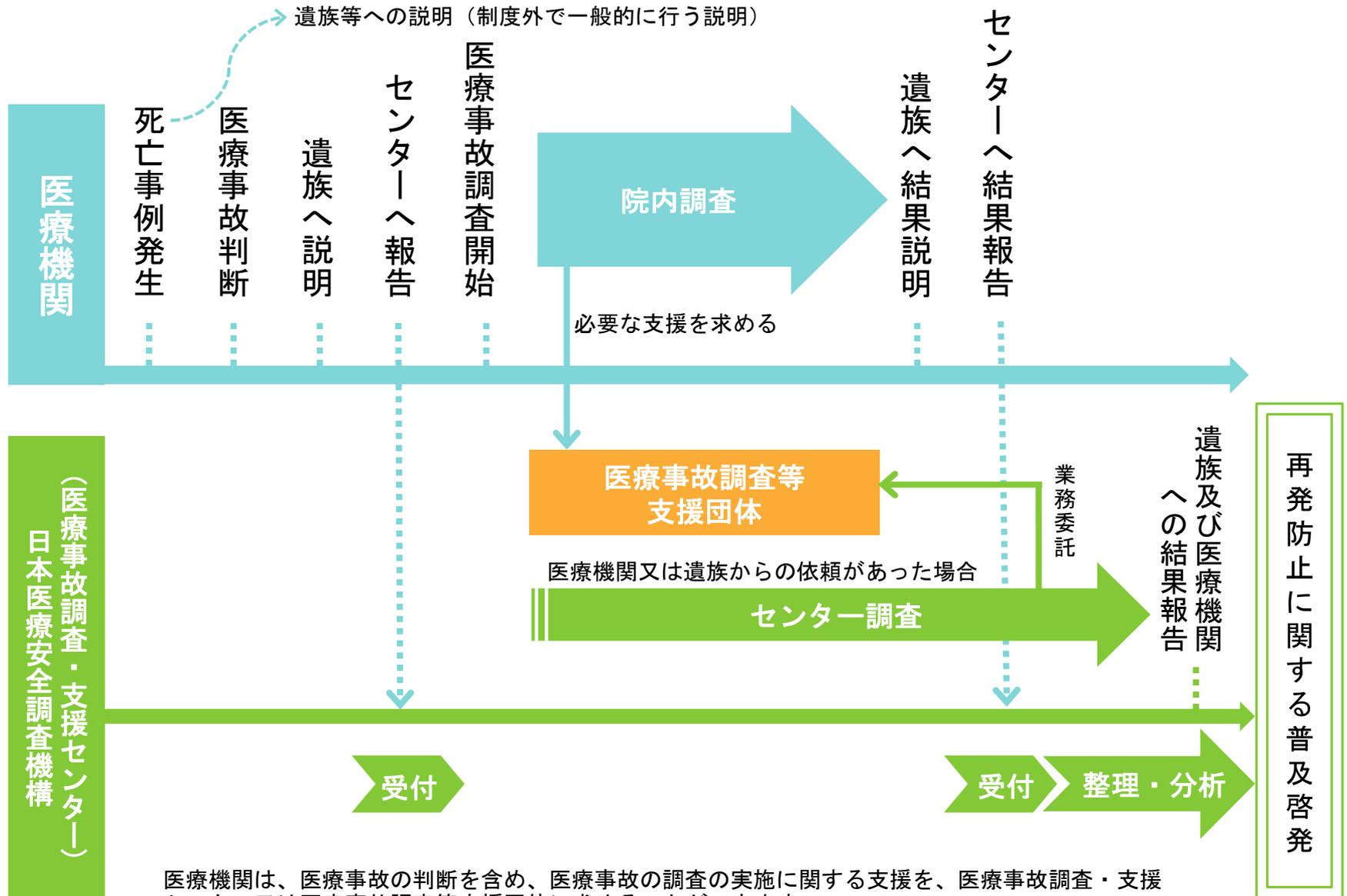
- ①病院等が行った医療事故調査結果の報告により収集した情報の整理及び分析を行う。
- ②報告をした病院等の管理者に対し、情報の整理及び分析結果の報告を行う。
- ③医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があつたときは、必要な調査を行うとともに、その結果を管理者及び遺族に報告する。
- ④医療事故調査に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行う。
- ⑤医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行う。
- ⑥医療事故の再発防止に関する普及啓発を行う。
- ⑦医療の安全の確保を図るために必要な業務を行う。

医療事故調査・支援センターの役割

医療法 第6条の10第1項・第6条の11第4項(抜粋)

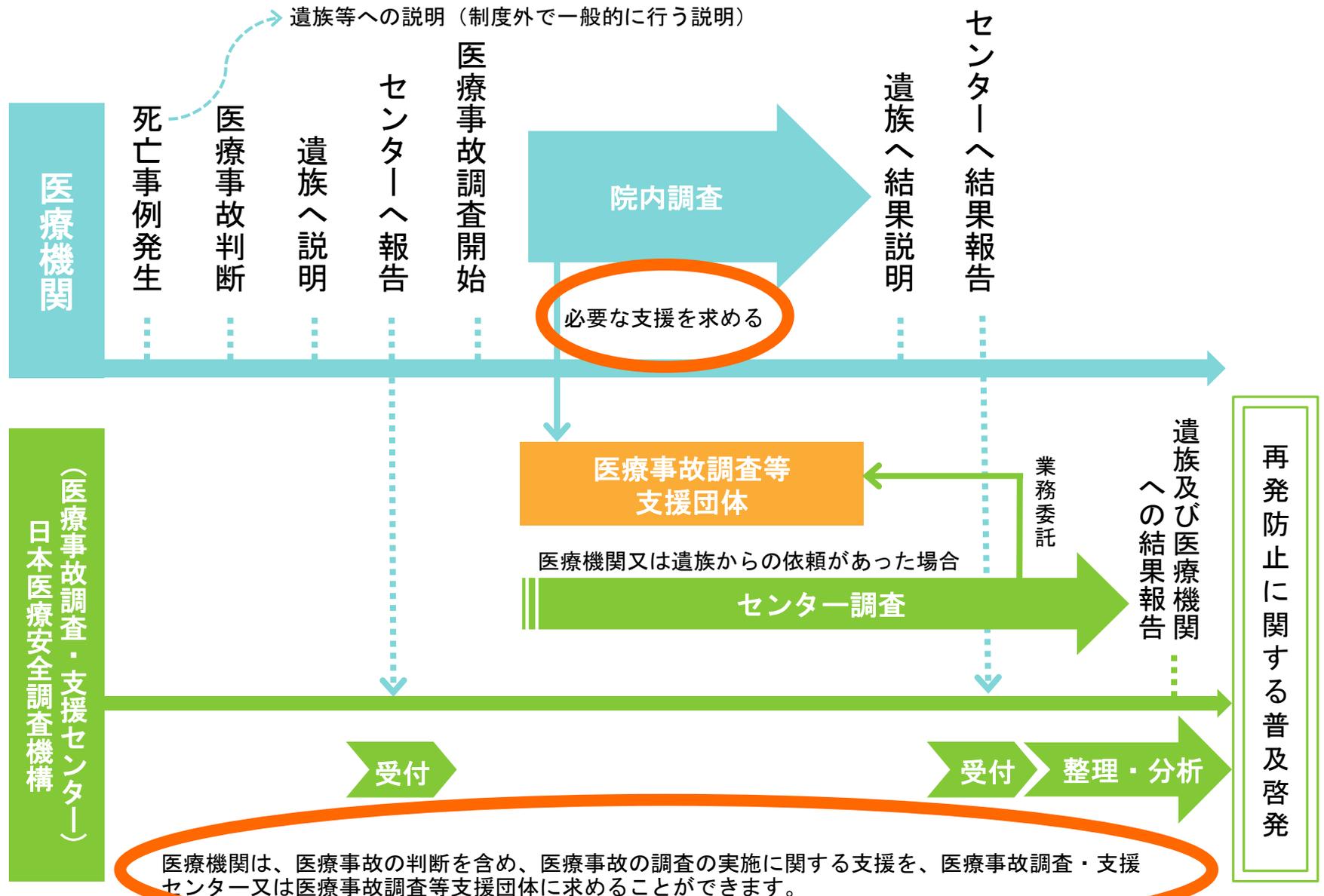
- ①病院等の管理者は、**医療事故が発生した場合には**、医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。(報告の受付)
- ②病院等の管理者は、**医療事故調査を終了したときは**、その結果を医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。
(報告の受付)

医療事故調査の流れ



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、医療事故調査・支援センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

【相談対応と必要な情報の提供及び支援】



① 相談対応と必要な情報の提供及び支援

第6条の16

医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。

【通知】

- 管理者が判断する上での支援として、医療事故調査・支援センターは(以下、「センター」という。)および支援団体は医療機関からの相談に応じられる体制を設ける。
- 管理者から相談を受けたセンター又は支援団体は、記録を残す際等、秘匿性を担保すること。

医療事故調査に関する相談

1

「医療事故調査」に関する一般相談

例えば…

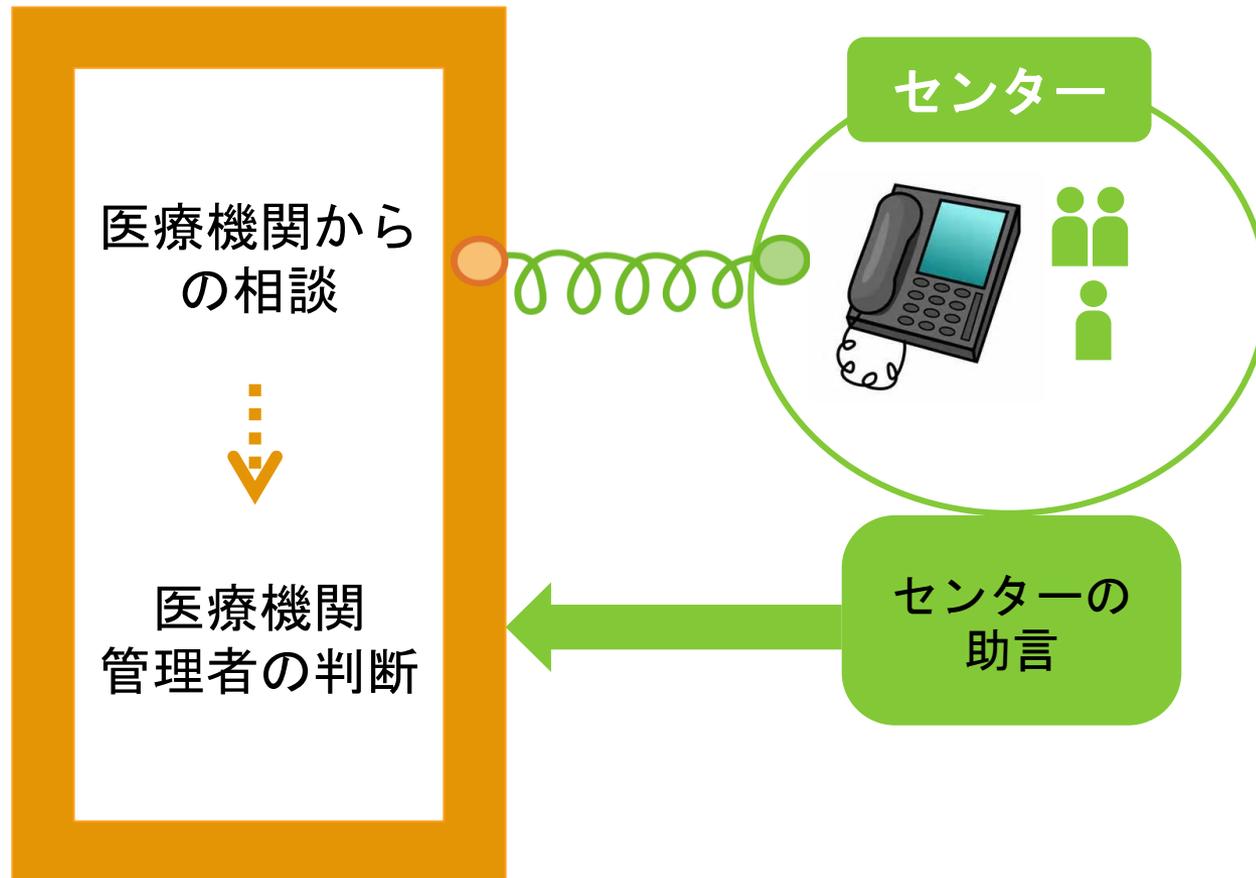
- 新しく始まった医療事故調査制度とはどのような制度か
- 解剖をした方がよいのか
- 具体的に調査はどのようにすればよいか

2

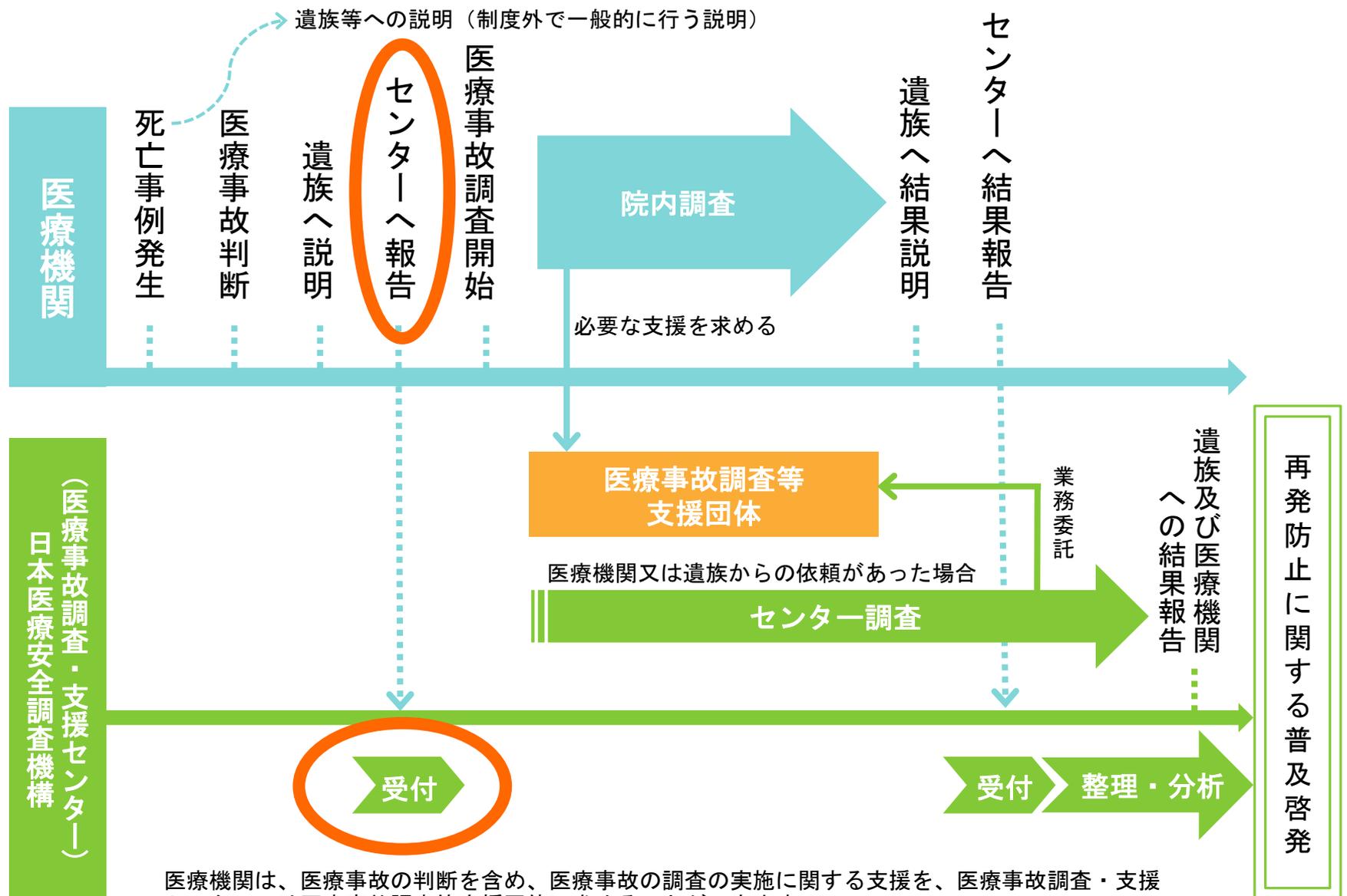
「医療事故の判断」に関する相談

- 本制度の「医療事故」に該当するか否かの判断に迷った場合には、相談に応じます。

センターにおける相談対応体制



【医療事故発生時の報告受理】



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、医療事故調査・支援センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

② 医療事故発生時の報告受理

第6条の10

…(略)…医療事故が発生した場合には、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省で定める事項をセンターに報告しなければならない。

【通知】

○ 以下の事項を報告する。

- 日時/場所/診療科
- 医療事故の状況 (調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と記載する)
- 連絡先
- 医療機関名/所在地/管理者の氏名
- 患者情報 (性別/年齢等)
- 調査計画と今後の予定
- その他管理者が必要と認めた情報

報告方法について

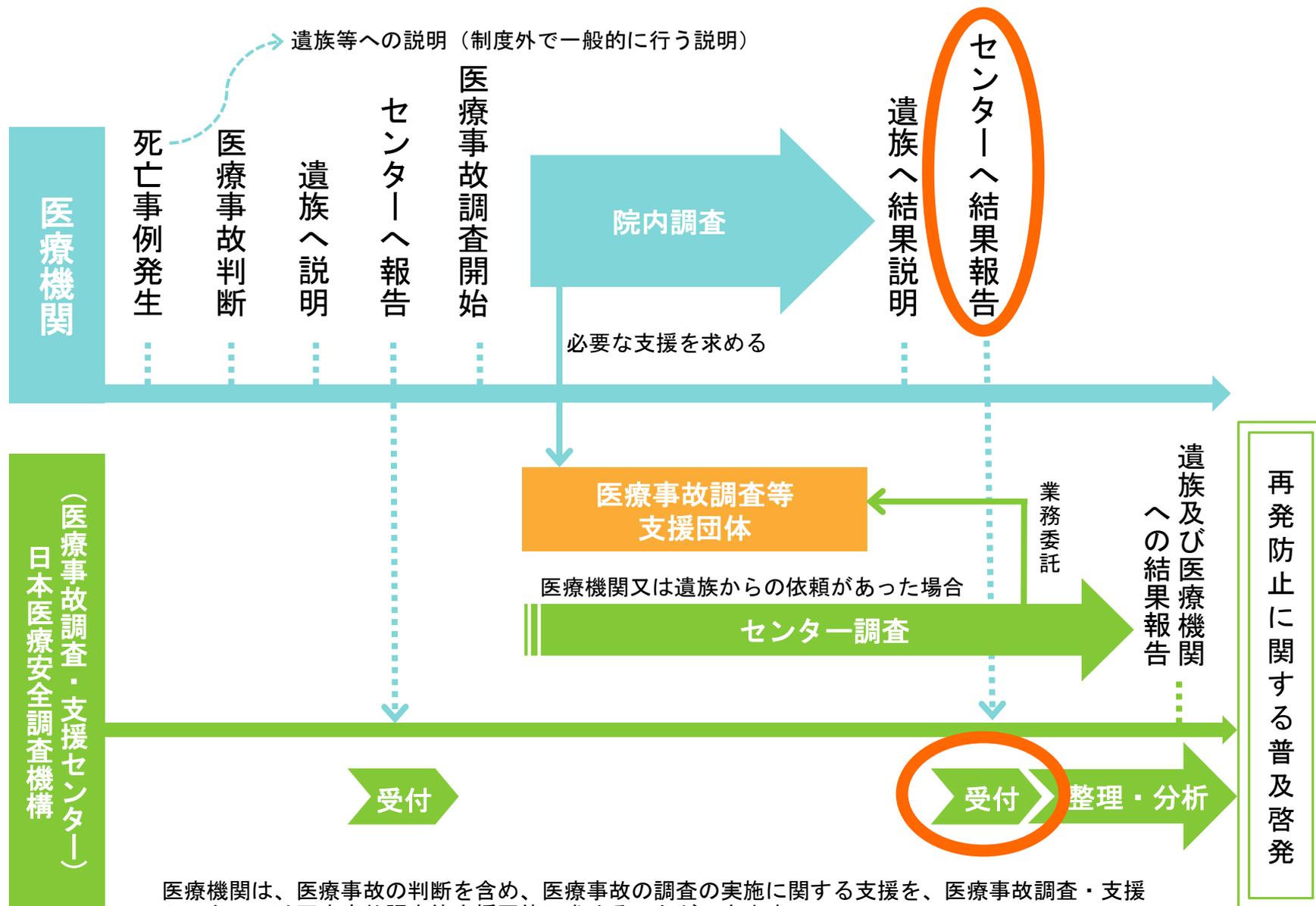
● 書面

郵送（書留、レターパックプラスなどを利用）

● web

- ・センターのホームページから入力
- ・管理番号およびアクセスキーを交付

【調査結果の報告受理】



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、医療事故調査・支援センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

③ 調査結果の報告受理

第6条の11

病院の管理者は、医療事故調査を修了したときは、厚生労働省で定めるところにより、遅滞なく、その結果をセンターに報告しなければならない。

【省令】

病院の管理者は、院内調査結果の報告を行うときには次の事項を記載した**報告書**をセンターに提出して行う。

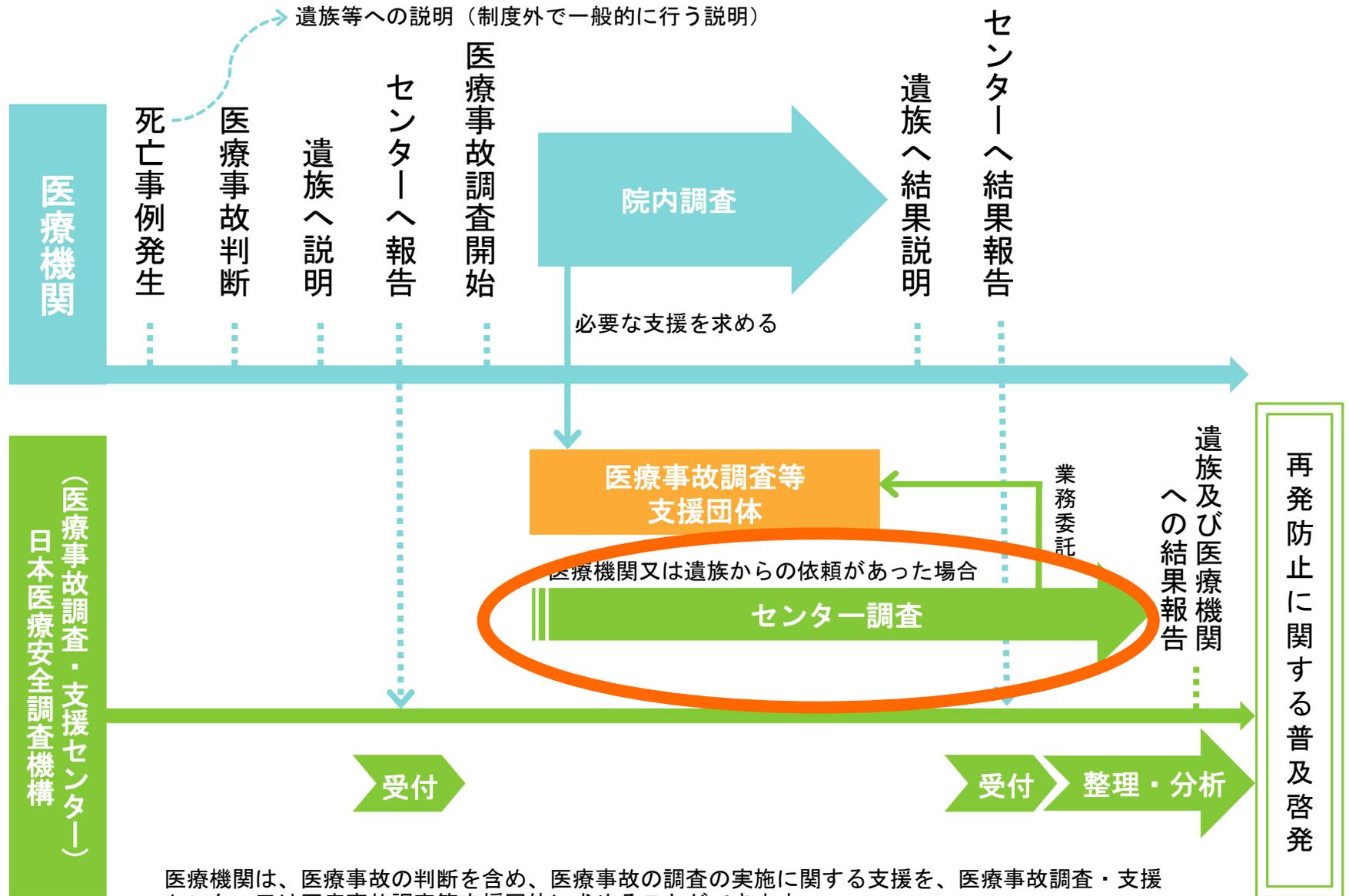
- 日時/場所/診療科
- 医療機関名/所在地/連絡先
- 医療機関の管理者の氏名
- **医療事故調査の項目、手法および結果**

報告内容

- 医療事故調査の項目、手法および結果
 - 調査の概要（調査項目、調査の手法）
 - 臨床経過（客観的事実の経過）
 - 原因を明らかにするための調査の結果
(必ずしも明らかになるとは限らないことに留意)
 - 調査において再発防止策の検討を行った場合、管理者が講ずる再発防止策については記載する。
 - 医療従事者や遺族が報告書の内容について意見がある場合等は、その旨を記載すること

- 当該医療従事者等の関係者について匿名化する
- 医療機関が報告する医療事故調査の結果に院内調査の内部資料は含まない。

【センターによる医療事故調査】



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、医療事故調査・支援センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

④ センターによる医療事故調査

第6条の16

医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 三 次条第1項の調査を行うとともに、その結果を同項の管理者及び遺族に報告すること。

第6条の17

センターは医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があったときは、必要な調査を行うことができる。

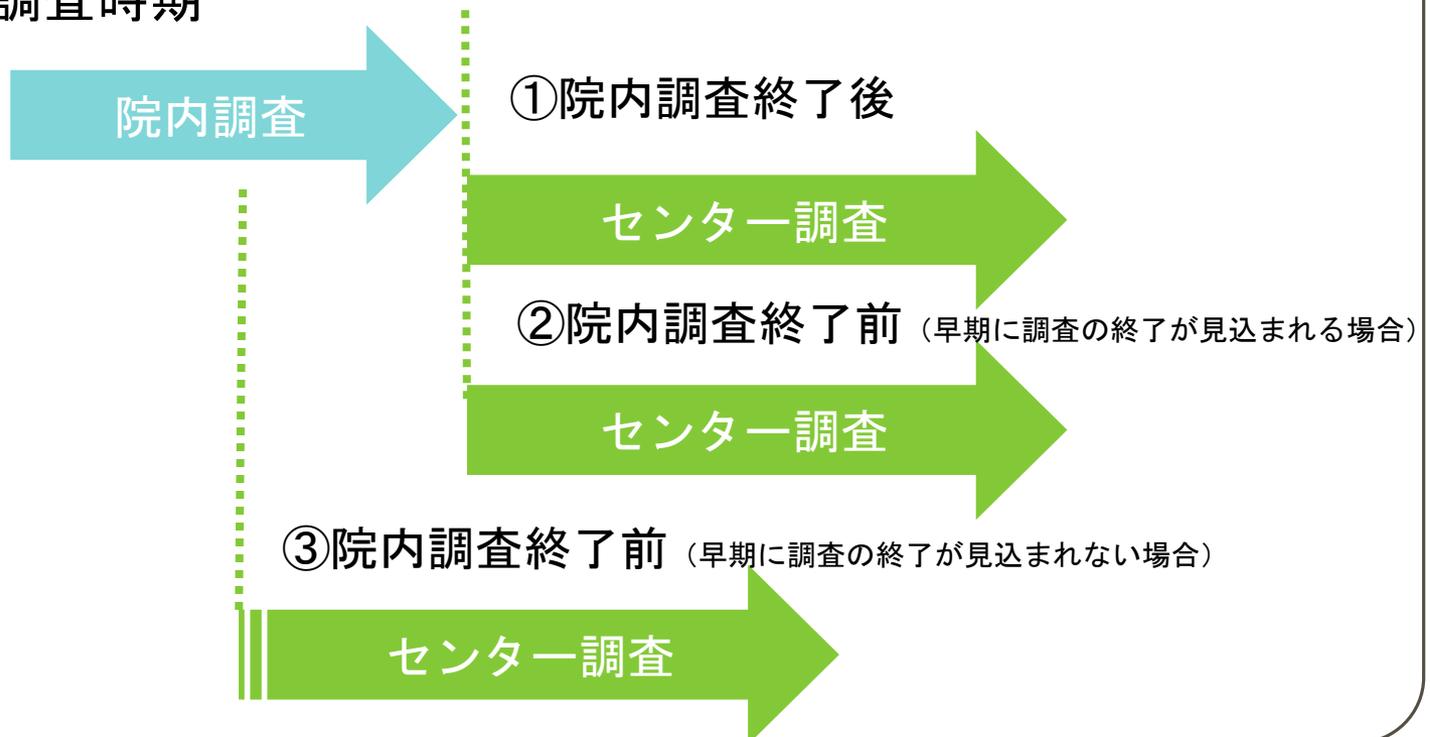
- 2 センターは、前項の調査について必要があると認めるときは、前項の管理者に対し、文書もしくは口頭による説明を求め、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

センター調査

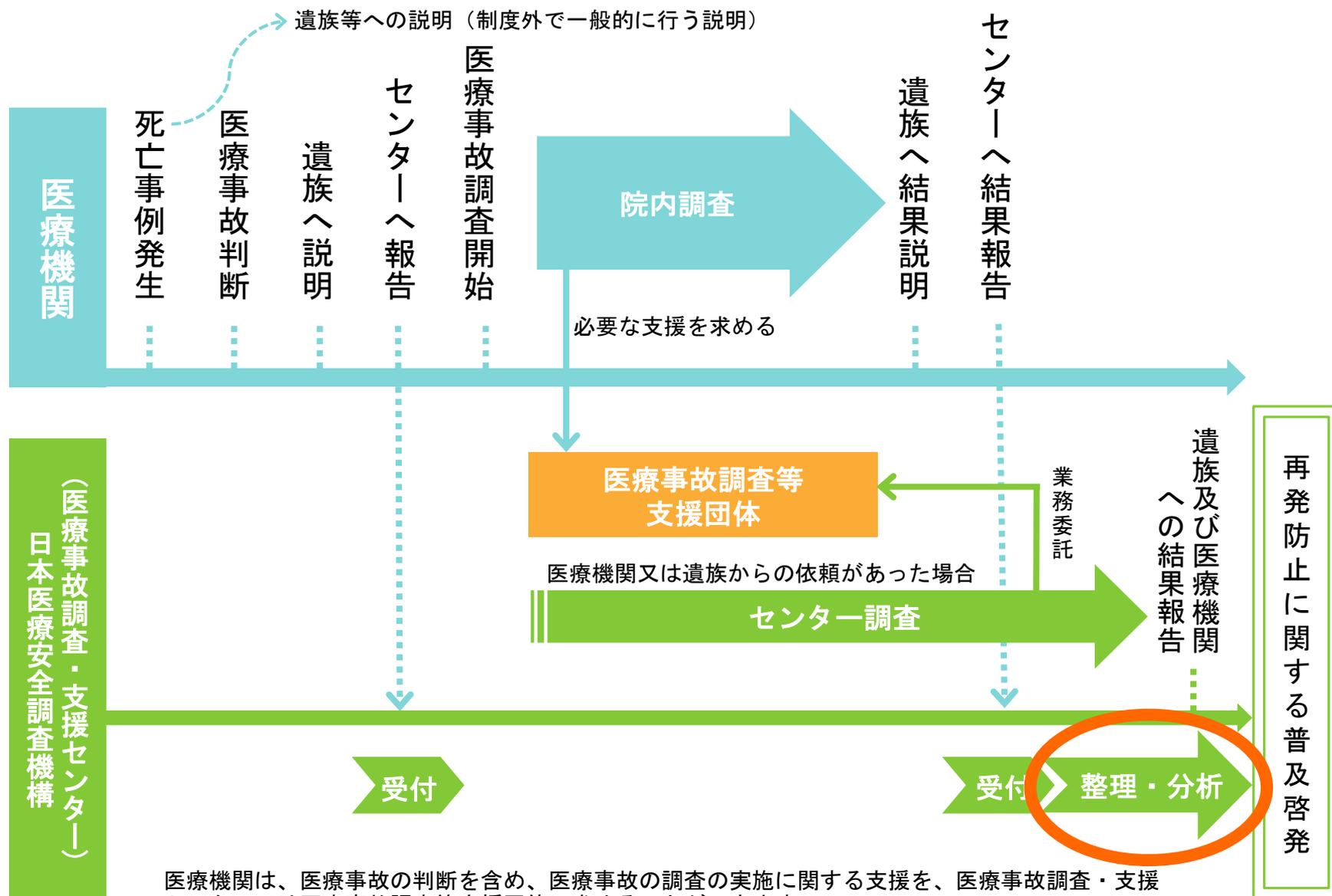
● 調査内容

センター調査（・検証）は、「医療機関が行う調査の方法」で示した項目について行う。その際、当該病院の状況等を考慮して行う

● 調査時期



【報告による情報の整理・分析】



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、医療事故調査・支援センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

⑤ 報告された情報の整理・分析

第6条の16

医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

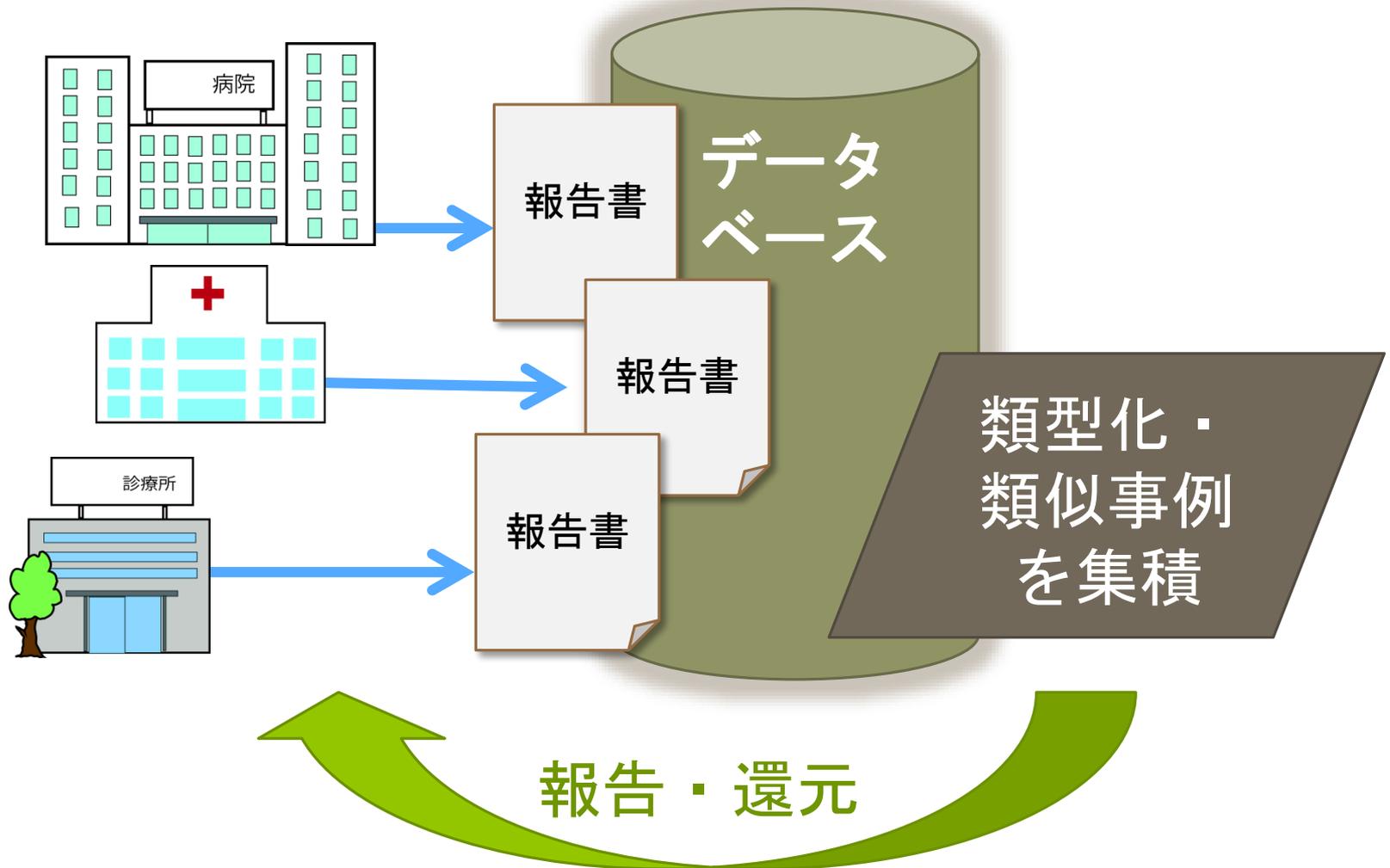
- 一 …報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- 二 …報告をした病院の管理者に対し、前号の情報の整理及び分析の結果報告を行うこと

【通知】

- 報告された事例の匿名化・一般化を行い、データベース化、類型化するなどして類似事例を集積し、共通点・類似点を調べ、傾向や優先順位を勘案する。

- 医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止策の検討を行うこと。

整理・分析の方法



⑥ センターが行う研修

第6条の16

医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

四 医療事故調査に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する**研修**を行うこと。

【通知】

- 対象者別に以下の研修を行う
 - ①センターの職員向け
 - ②医療機関の職員向け
 - ③支援団体の職員向け

⑦ センターが行う普及啓発

第6条の16

医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

六 医療事故の再発の防止に関する**普及啓発**を行うこと。

【通知】

- 集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた知見を**繰り返し情報提供**する。
- **関係業界**に対しての働きかけも行う。
- 再発防止策がその程度医療機関に**浸透**し、適合しているか調査を行う。